

## 議案第6号

### つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例

つくばみらい市水道事業給水条例（平成18年つくばみらい市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、指定納付受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を市長に届け出た場合及び指定納付受託者の指定を取り消した場合は、その旨を告示しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前のつくばみらい市水道事業給水条例の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

令和4年2月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

#### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、指定代理納付者制度から指定納付受託者制度に変更されることから、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市水道事業給水条例(平成18年つくばみらい市条例第131号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第28条 料金は、納入通知書、口座振替、集金又は<u>指定納付受託者</u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定による指定をした者をいう。)による納付の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、隔月徴収とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長は、指定納付受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を市長に届け出た場合及び指定納付受託者の指定を取り消した場合は、その旨を告示しなければならない。</u></p>	<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第28条 料金は、納入通知書、口座振替、集金又は<u>指定代理納付者</u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定をした者をいう。)による納付の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、隔月徴収とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>